

No.	対象資料	対象箇所	質問内容	回答
1	議会運営委員会	詳細資料の5頁	議会報告会は年に何回開催されていますか？	令和元年度は6回開催しました。令和2年度はコロナ禍のため、市内団体との意見交換会という形で7回開催しました。詳細は市議会ホームページ <a href="https://www.city.mishima.shizuoka.jp/gikai/gikai_category231304.html">https://www.city.mishima.shizuoka.jp/gikai/gikai_category231304.html</a> をご覧ください。
2	議会運営委員会	詳細資料の6頁、8頁	市民意見の把握、市民等への説明責任に関する評価は、議員自身だけではなく市民もすべきものだと思います。本件の評価にあたり、市民の意見は聞いているのでしょうか？もしNOならその理由は何でしょうか？	今回公表している内容の作成にあたっては、市民の皆様から直接ご意見を伺うことはしておりませんが、今回の議会報告会による意見聴取がご質問にある市民の意見を聞く手続きとなります。ぜひ、忌憚ないご意見をお寄せください。
3	議会運営委員会	詳細資料の6頁、13頁	市民意見の把握の中に、請願2件、陳情1件の審査について書かれています。請願、陳情の概要、議会での審査の概要を参考までに知りたいのですが可能でしょうか？	<p>まず最初に、数値に誤りがありお詫びと訂正をさせていただきます。陳情については1件ではなく3件の誤りでした。申し訳ありませんでした。</p> <p>次に、それぞれの請願・陳情の審査概要ですが、以下のようになります。</p> <p>請願①国民健康保険税の引き下げと子どもの均等割の全額免除を求める請願(令和2年請願第1号)                      令和2年11月18日受理。                      令和2年12月11日(11月定例会最終日)に福祉教育委員会に付託。                      令和3年1月19日福祉教育委員会で審査、採決の結果不採択すべきものとなる。                      令和3年3月17日(2月定例会最終日)に委員長報告、採決の結果不採択となる。</p> <p>請願②署名簿縦覧の目的外使用の防止並びに個人情報及び内心の自由を保護するための条例または運営上の規定の制定を求める請願(令和2年請願第2号)                      令和2年11月19日受理。                      令和2年12月11日(11月定例会最終日)に総務委員会に付託。                      令和3年1月28日総務委員会で審査、採決の結果不採択すべきものとなる。                      令和3年3月17日(2月定例会最終日)に委員長報告、採決の結果不採択となる。</p> <p>陳情①同性パートナーシップの公的承認に関する陳情(令和元年陳情第1号)                      令和元年6月10日受理。                      令和元年6月27日(6月定例会最終日)に総務委員会に付託。                      令和元年7月24日総務委員会で審査、採決の結果趣旨採択すべきものとなる。                      令和元年9月27日(9月定例会最終日)に委員会報告、採決の結果趣旨採択となる。</p> <p>※次ページに続く</p>

No.	対象資料	対象箇所	質問内容	回答
3	議会運営委員会	詳細資料の6頁、13頁	市民意見の把握の中に、請願2件、陳情1件の審査について書かれています。請願、陳情の概要、議会での審査の概要を参考までに知りたいのですが可能でしょうか？	<p>※前ページの続き 陳情②日清プラザ・イトーヨーカドー三島店店舗内期日前投票所開設に関する陳情(令和元年陳情第2号) 令和元年11月14日受理。 令和元年12月10日(11月定例会最終日)に総務委員会に付託。 令和2年1月20日総務委員会で審査、採決の結果趣旨採択すべきものとなる。 令和2年3月17日(2月定例会最終日)に委員長報告、採決の結果趣旨採択となる。</p> <p>陳情③「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程」の変更に関する陳情(令和3年陳情第1号) 令和3年2月10日受理。 令和3年3月17日(2月定例会最終日)に総務委員会に付託。 令和3年3月25日総務委員会で審査、採決の結果不採択すべきものとなる。 令和3年5月17日(5月臨時会)に委員長報告、採決の結果不採択となる。</p> <p>それぞれの請願・陳情の内容の詳細については、三島市議会ホームページの議決一覧のページから、最後に採決が行われた定例会・臨時会の議案一覧の中に掲載されていますので、ご確認ください。 議決一覧のページ <a href="https://www.city.mishima.shizuoka.jp/gikai/gian/gikai_kaigi.html">https://www.city.mishima.shizuoka.jp/gikai/gian/gikai_kaigi.html</a> また、請願・陳情の審査の内容の詳細については、それぞれの本会議・委員会の会議録をご覧ください。 会議録検索システム <a href="https://ssp.kaigiroku.net/tenant/mishima/SpTop.html">https://ssp.kaigiroku.net/tenant/mishima/SpTop.html</a></p>
4	議会運営委員会	詳細資料の10頁	会派は政策や政治的な理念に対する考え方で構成する、とあります。それぞれの会派の政策、政治理念はどこで公開されているのでしょうか？もし公開されていないならその理由は何でしょうか？	<p>会派の政策、政治的理念については、そもそも三島市議会として取りまとめは行っておらず、その取扱いは個別の会派、議員にゆだねられています。よって、三島市議会として各会派の政策、政治的理念について明文化された資料は保有していないのが現状です。</p>
5	議会運営委員会	詳細資料の13頁	公開された委員会について、傍聴以外にWeb配信はされているのでしょうか？議会はWeb配信されています。もし、委員会のWeb配信がされていないならその理由は何でしょうか？	<p>委員会の会議については会場となる会議室にWeb配信の設備がないこともあり、Web配信はしていません。</p>

No.	対象資料	対象箇所	質問内容	回答
6	議会運営委員会	詳細資料の14頁	議員が議場で使用するパネルや配布資料の傍聴者への配布は、内容の精査が必要であり困難とあります。例えば、どのような内容を精査しないといけないのでしょうか？	議会として配布するとなると、内容の正確性、妥当性の確認が必要となるほか、著作権の面で問題がないかの確認も必要と考えています。
7	議会運営委員会	詳細資料の19頁	市政への監視機能は、「一定程度」果たされているとあります。一定程度という表現は漠然としていてわかりません。何が果たされていて、何が果たされていないのか、もう少し具体的に教えてください。	一定程度という表現にしたのは、現状の市政への監視機能の評価については、議員によって現状で十分という評価から不十分という評価まで様々な評価があると考えられることから、最大公約数的な表現として採用したものです。具体的にこれが果たされている、これが果たされていないということが明確化されているわけではありません。
8	議会運営委員会	詳細資料の20頁	重要な計画、施策について議員に対して、都度、説明会が開催されている、とあります。新庁舎建設に向けてサウンディング調査の申込みが始まります。本件についても議員に、十分に、事前に説明されているのでしょうか？	新庁舎建設に向けてのサウンディング調査については、事前に全議員への説明会などは実施されていません。今後、基本構想の策定に向けた取り組みが本格化すると認識していますので、策定前の各段階で議会に対する説明を求めています。
9	議会運営委員会	詳細資料の24頁	自由討議に該当する議案が少なく、活発に行われたとは言えない、とあります。南口東街区再開発などは自由討議に正に該当する案件だと思います。なぜ、活発に行われなかったのでしょうか？	自由討議が活発に行われなかった理由として、現時点の仕組みとして、自由討議が「議案」を対象としているため、南口東街区再開発のように、個別の議案ではない案件について自由討議を行うことが難しかったということがあります。このため、今後の取り組みに記載の通り、付託された議案に限らず、閉会中の継続調査項目などの各委員会の課題についても、自由討議の対象とすることの検討を行うことが必要と認識しています。
10	議会運営委員会	全体を通して	三島市議会基本条例は素晴らしい内容だと思えます。また、多様な議員活動で多用のなか、本条例の検証をされたことに敬意を表します。 今回の検証では全議員が参加され、熟議があったものと推察します。 個々の評価(○、△など)について、全項目について全員一致ではないと思えます。全員一致でない項目について、○:何人、△:何人といった評価状況を教えてください。	今回の検証は議会運営委員会で実施しましたが、直接、各項目について議員ひとりひとりが○、△などの評価をすることはしませんでした。委員会での話し合いの結論として、各条の評価を決定しましたので、委員個別の評価というものはありません。ご理解ください。

No.	対象資料	対象箇所	質問内容	回答
11	経済建設委員会	1 はじめに	<p>下水道利用者が都市計画税を負担せずの地域があると聞きます。(議会議事録にも記載があります。その答弁内容には満足できるものではありません。)受益者負担の原則から考えて、これは不公平であると感じます。「三島市下水道事業経営戦略」においても、その財源に受益者負担をあげています。そこで伺います。</p> <p>質問1 負担してない受益者はどれほどの割合ですか？</p>	<p>下水道課に確認したところ、令和3年3月末現在、市街化調整区域で下水道を利用できるのは、4,328世帯(特定環境保全公共下水道事業による水洗化世帯数)で、これは同時点の全体の下水道利用可能世帯42,354世帯に対して10.2%となります。なお、都市計画税は公共下水道をはじめ、都市計画道路、公園整備などの都市計画事業に幅広く充当されています。</p>
12	経済建設委員会	1 はじめに	<p>下水道利用者が都市計画税を負担せずの地域があると聞きます。(議会議事録にも記載があります。その答弁内容には満足できるものではありません。)受益者負担の原則から考えて、これは不公平であると感じます。「三島市下水道事業経営戦略」においても、その財源に受益者負担をあげています。そこで伺います。</p> <p>質問2 貴委員会のこの問題に対する見解を伺います。</p>	<p>この件について、今の段階では委員会として協議・検討をしていないため、委員会としての見解はお答えできません。申し訳ありません。会議録をご覧いただいているようで、ご存じのこととは思いますが、過去に議員又は委員の立場から、市街化調整区域で下水道を利用されている方に、何らかの負担をお願いしてはどうかという提案がなされたことはありました。</p>
13	経済建設委員会	1 はじめに	<p>下水道利用者が都市計画税を負担せずの地域があると聞きます。(議会議事録にも記載があります。その答弁内容には満足できるものではありません。)受益者負担の原則から考えて、これは不公平であると感じます。「三島市下水道事業経営戦略」においても、その財源に受益者負担をあげています。そこで伺います。</p> <p>質問3 この不公平の状況が本計画に与える影響をお示ください。</p>	<p>ご質問の内容について、今の段階では委員会として協議・検討をしていないため、お答えすることができません。申し訳ありません。今後の検討課題とさせていただきます。</p>